

## 教育長の臨時代理による事務処理の承認について

令和5年3月30日付け4中教指第6167号で通知した教育長の臨時代理による事務処理について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき報告するので、承認を求めらる。

### 1 制定した規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年中野区教育委員会規則第12号）
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年中野区教育委員会規則第13号）

### 2 事務処理経過

令和5年3月30日 教育長の臨時代理による規則の一部改正の決定  
同月31日 一部改正規則の公布

### 3 改正内容

- (1) パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）にある者に係る休暇（出産支援休暇、慶弔休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び介護休暇）の取扱いを定めることにより、職員の処遇改善を図る
- (2) その他規定を整備する  
※ 改正文及び新旧対照表は別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日

## 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条に次の1項を加える。

7 任命権者は、出産支援休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第25条第2項第1号中「場合」の次に「又は第23条第1項に規定するパートナーシップ関係となると任命権者が認める場合」を加え、同項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第29条の2第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の4第1項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「配偶者の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に、「男性職員」を「職員」に、「配偶者と」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「配偶者の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に、「男性職員」を「職員」に、「配偶者が」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が」に改め、同条に次の1項を加える。

7 任命権者は、育児参加休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第23条第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第29条の5第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項に次の4号を加える。

(8) パートナーシップ関係の相手方

- (9) パートナーシップ関係の相手方の父母
- (10) パートナーシップ関係の相手方の父母の配偶者
- (11) パートナーシップ関係の相手方の子

第30条の3第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第4中「親族」を「親族等」に改め、同表配偶者の項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同表備考に次の1号を加える。

- 4 この表において「姻族」とは、姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族をいう。

別記様式第9号中「親族」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>職員</u>がその配偶者又は<u>パートナーシップ関係</u>(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>の出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の出産支援休暇は、配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>の出産の前後を通じて、時間を単位として2日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>全て</u>について、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による出産支援休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>5 時間を単位として承認された出産支援休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された出産支援休暇</p>	<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男性職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、時間を単位として2日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>すべて</u>について、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による出産支援休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>5 時間を単位として承認された出産支援休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された出産支援休暇を含</p>

を含む。)は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員)にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間)を1日として換算する。

6 出産支援休暇を請求するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。

7 任命権者は、出産支援休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第24条 (略)

(慶弔休暇)

第25条 (略)

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合又は第23条第1項に規定するパートナーシップ関係となると任命権者が認める場合 引き続き7日

(2) 職員の親族等(別表第4に掲げる親族等に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き同表に掲げる日数

(3) (略)

3・4 (略)

第26条～第29条 (略)

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

む。)は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員)にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間)を1日として換算する。

6 出産支援休暇を請求するときは、配偶者の母子手帳等を示さなければならない。

第24条 (略)

(慶弔休暇)

第25条 (略)

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日

(2) 職員の親族(別表第4に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き同表に掲げる日数

(3) (略)

3・4 (略)

第26条～第29条 (略)

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

とする。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護のための休暇は、1の年において、時間を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による子の看護のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 時間を単位として承認された子の看護のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された子の看護のための休暇を含む。）は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））を1日として換算する。

6 (略)

第29条の3 (略)

(育児参加休暇)

第29条の4 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日（当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看護のための休暇は、1の年において、時間を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、子の看護のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による子の看護のための休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5 時間を単位として承認された子の看護のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された子の看護のための休暇を含む。）は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））を1日として換算する。

6 (略)

第29条の3 (略)

(育児参加休暇)

第29条の4 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合）にあっては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週

合にあっては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前（日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の育児参加休暇は、同項の期間内において、時間を単位として5日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、育児参加休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による育児参加休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 時間を単位として承認された育児参加休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。）は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））を1日として換算する。

6 育児参加休暇を請求するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該母子手帳等及び当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等）を示さなければならない。

7 任命権者は、育児参加休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第23条第1

項（日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の育児参加休暇は、同項の期間内において、時間を単位として5日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、育児参加休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による育児参加休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5 時間を単位として承認された育児参加休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。）は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））を1日として換算する。

6 育児参加休暇を請求するときは、配偶者の母子手帳等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該母子手帳等及び当該男性職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等）を示さなければならない。



項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

(短期の介護休暇)

第29条の5 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の短期の介護休暇は、1の年において、時間を単位として5日(第1項の日常生活を営むことに支障がある者が2人以上の場合にあっては、10日)以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 時間を単位として承認された短期の介護休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された短期の介護休暇を含む。)は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))を1日として換算する。

6・7 (略)

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。

(1)~(7) (略)

(短期の介護休暇)

第29条の5 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の短期の介護休暇は、1の年において、時間を単位として5日(第1項の日常生活を営むことに支障がある者が2人以上の場合にあっては、10日)以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定及び次項の規定による短期の介護休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5 時間を単位として承認された短期の介護休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された短期の介護休暇を含む。)は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))を1日として換算する。

6・7 (略)

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。

(1)~(7) (略)

- (8) パートナーシップ関係の相手方
- (9) パートナーシップ関係の相手方の父母
- (10) パートナーシップ関係の相手方の父母の配偶者
- (11) パートナーシップ関係の相手方の子

2～17 (略)

第30条の2 (略)

(組合休暇)

第30条の3 (略)

2 時間を単位として承認された組合休暇は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))を1日として換算する。

3・4 (略)

第31条～第34条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4(第25条関係)

親族等		日数
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		(略)
血族	(略)	(略)
姻族	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 この表において「姻族」とは、姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族をいう。

別記様式第1号～別記様式第8号の2 (略)

別記様式第9号 別紙のとおり

別記様式第9号の2～別記様式第11号 (略)

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2～17 (略)

第30条の2 (略)

(組合休暇)

第30条の3 (略)

2 時間を単位として承認された組合休暇は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))を1日として換算する。

3・4 (略)

第31条～第34条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4(第25条関係)

親族		日数
配偶者		(略)
血族	(略)	(略)
姻族	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

別記様式第1号～別記様式第8号の2 (略)

別記様式第9号 別紙のとおり

別記様式第9号の2～別記様式第11号 (略)

(現行)

別記様式第9号(第30条、第30条の2関係)

申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属  
氏 名

- 介護休暇  
次のとおり に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。  
 介護時間

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。  
 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との親族関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(改正案)

別記様式第9号(第30条、第30条の2関係)

申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属  
氏 名

- 介護休暇  
次のとおり に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。  
 介護時間

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。  
 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

## 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条に次の1項を加える。

6 任命権者は、出産支援休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第26条第2項第1号中「場合」の次に「又は第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となると任命権者が認める場合」を加え、同項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第30条第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第32条第1項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「配

偶者の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に、「男性職員」を「職員」に、「配偶者と」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「配偶者の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に、「男性職員」を「職員」に、「配偶者が」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が」に改め、同条に次の1項を加える。

6 任命権者は、育児参加休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第24条第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第34条第1項に次の4号を加える。

- (8) パートナーシップ関係の相手方
- (9) パートナーシップ関係の相手方の父母
- (10) パートナーシップ関係の相手方の父母の配偶者
- (11) パートナーシップ関係の相手方の子

別表第4中「親族」を「親族等」に改め、同表配偶者の項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同表備考に次の1号を加える。

4 この表において「姻族」とは、姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族をいう。

別記様式第11号中「親族」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第24条 出産支援休暇は、<u>職員がその配偶者又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>の出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による出産支援休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 出産支援休暇を請求するときは、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>の母子手帳等を示さなければならない。</p> <p>6 <u>任命権者は、出産支援休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第24条 出産支援休暇は、<u>男性職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による出産支援休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 出産支援休暇を請求するときは、配偶者の母子手帳等を示さなければならない。</p>
<p>第25条 (略)</p> <p>(慶弔休暇)</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>(慶弔休暇)</p>
<p>第26条 (略)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) <u>職員が結婚する場合又は第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となると任命</u></p>	<p>第26条 (略)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p>

権者が認める場合 引き続く7日

(2) 職員の親族等（別表第4に掲げる親族等に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く同表に掲げる日数

(3) (略)

3・4 (略)

第27条～第29条 (略)

(子の看護のための休暇)

第30条 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による子の看護のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 (略)

第31条 (略)

(育児参加休暇)

第32条 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日（当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。

(2) 職員の親族（別表第4に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く同表に掲げる日数

(3) (略)

3・4 (略)

第27条～第29条 (略)

(子の看護のための休暇)

第30条 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による子の看護のための休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4・5 (略)

第31条 (略)

(育児参加休暇)

第32条 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。



3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による育児参加休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 (略)

5 育児参加休暇を請求するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該母子手帳等及び当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等）を示さなければならない。

6 任命権者は、育児参加休暇を承認する場合において、必要があると認めるときは、第24条第1項に規定するパートナーシップ関係にある事実を証する書類の提出を求めることができる。

第33条 (略)

(介護休暇)

第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

(1)～(7) (略)

(8) パートナーシップ関係の相手方

(9) パートナーシップ関係の相手方の父母

(10) パートナーシップ関係の相手方の父母の配偶者

(11) パートナーシップ関係の相手方の子

2～17 (略)

第35条～第41条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第26条関係)

親族等		日数
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		(略)
血族	(略)	(略)
姻族	(略)	(略)

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定及び次項の規定による育児参加休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 (略)

5 育児参加休暇を請求するときは、配偶者の母子手帳等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該母子手帳等及び当該男性職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等）を示さなければならない。

第33条 (略)

(介護休暇)

第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

(1)～(7) (略)

2～17 (略)

第35条～第41条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第26条関係)

親族		日数
配偶者		(略)
血族	(略)	(略)
姻族	(略)	(略)

<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 この表において「姻族」とは、姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族をいう。</u></p> <p>別記様式第1号～別記様式第10号 (略)</p> <p>別記様式第11号 別紙のとおり</p> <p>別記様式第12号～別記様式第14号 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第10号 (略)</p> <p>別記様式第11号 別紙のとおり</p> <p>別記様式第12号～別記様式第14号 (略)</p>
--	--

(現行)

別記様式第11号(第34条、第35条関係)

申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所属  
氏名

介護休暇  
次のとおり  介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との親族関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(改正案)

別記様式第11号(第34条、第35条関係)

申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所属  
氏名

介護休暇  
次のとおり に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。  
 介護時間

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日